

令和4年11月に海難審判所で言い渡された裁決27件が、ホームページに掲載されました(令和5年1月)

区 分	海難審判所(東京) 1件 2隻	地方海難審判所(函館2、仙台2、横浜7、神戸4、広島3、門司5、長崎1、那覇2)	26件 34隻
海難種類(件)	衝突1 計1件	衝突8、衝突(単)5、乗揚5、死傷等3、施設等損傷2、転覆1、火災1、安全阻害1	計26件
関係船舶(隻)	漁船1、遊漁船1 計2隻	プレジャーボート13、漁船11、遊漁船4、貨物船3、旅客船1、油送船1、その他1 (プレジャーボート:モーターボート6、水上オートバイ6、ヨット1)	計34隻
死 傷 者(人)	死亡2、負傷4 計6人	死亡1、負傷10	計11人

上記のうち、海難審判所(東京)及び横浜地方海難審判所の裁決2件について、“概要版”を作成しました
公表された裁決書をもとに当協会の責任で編集しましたので、詳細は海難審判所HPでご確認ください

① 長崎県壱岐島沖合で漁船と遊漁船とが衝突し6人が死傷した事例

壱岐島北方沖合で、航行中の漁船が漂泊中の遊漁船に衝突し、6人が死傷した

② 愛知県木曾川で水上オートバイ同士が衝突した事例

木曾川で、いずれも遊走しながら上航中の水上オートバイ同士が衝突した

海難防止への
インフォメーション

① 漁船A(19ト) 遊漁船B(登録長11.98m) 衝突事件

(壱岐島北方沖合で、航行中の漁船が漂流中の遊漁船に衝突し、6人が死傷した)

【海難概要】 壱岐島北方沖合において、漁船A(19ト、2人乗組)が漁場に向けて航行中、遊漁船B(登録長11.98m、1人乗組、釣り客5人乗船)がシーアンカーを投入して漂流中、A船がB船に衝突した

【航法の適用】海上衝突予防法(予防法)第38条、第39条が適用される

- ・ 衝突地点付近の海域には特別法である港則法及び海上交通安全法の適用がないので、**予防法**が適用される
- ・ 予防法には**航行中の船舶と漂流中の船舶との関係についての航法規定がない**
- ・ 従って、**予防法第38条、第39条の船員の常務**によって律するのが相当

【発生日時】

令和2年2月29日 14時15分

【発生場所】

長崎県壱岐島北方沖合

【死傷者】

死亡2人(B船釣り客2)
負傷4人(B船釣り客3、B船長1)

【損傷等】

A船: 船首部船底外板に亀裂
及び擦過傷
B船: 左舷中央部船側
及び船底外板割損、解体

《原因等》 壱岐島北方沖合において、

A船: 見張り不十分で、漂流中のB船を避けなかった(主因)

A甲板員は、船首死角が生じていたから、前路の他船を見落とすことのないよう、操舵室両舷側の窓から顔を外に出して前方を見たり、船首を左右に振ったりするなど、同死角を補う見張りを十分に行うべきであった

B船: 見張り不十分で、警告信号を行わず、衝突を避けるための措置をとらなかった(一因)

B船長は、接近する他船を見落とすことのないよう、見張りを十分に行うべきであった

《背景》

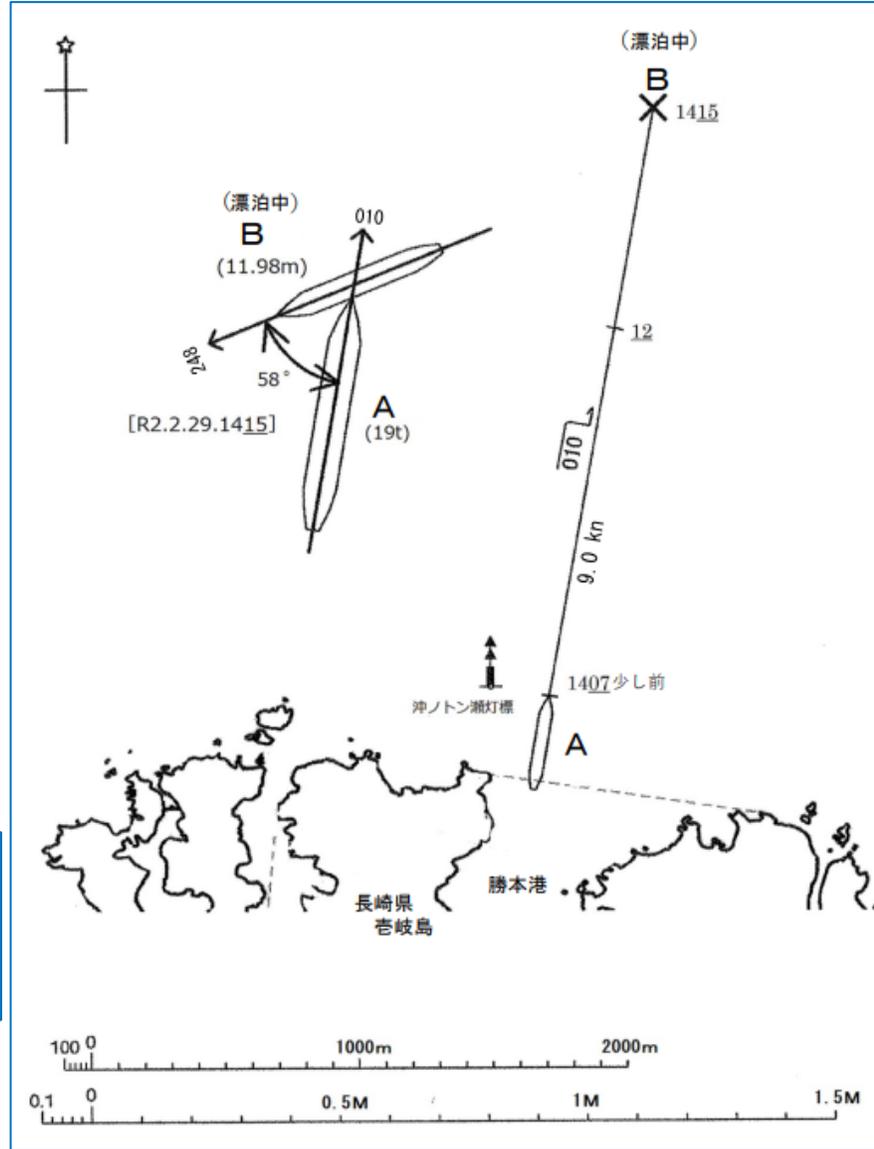
A甲板員: 船長から操船を引き継いだとき、操舵室両舷側の窓から周囲を一見して他船を見掛けなかったため、**周囲に航行の支障となる船舶はいないものと思っていた**

B船 長: 釣り場を移動後、最初の釣果があったばかりで、操舵室で**釣り客の様子を見ることに気をとられていた**

【受審人】

(A船) 甲板員: 小型船舶操縦士 → 2か月業務停止
(B船) 船長: 小型船舶操縦士 → 1か月業務停止

《懲戒》



海難防止への
インフォメーション

② 水上オートバイA(0.2トン) 水上オートバイB(0.2トン) 衝突事件

(木曾川で、いずれも遊走しながら上航中の水上オートバイ同士が衝突した)

【海難概要】 木曾川において、水上オートバイA(0.2トン、1人乗組)が、モーターボート(第三船)を追走して遊走しながら上航中、水上オートバイB(0.2トン、1人乗組)が、A船を左舷船首方に見て遊走しながら同船の至近を追走する態勢で上航中、A船が右転し、両船が衝突した

【発生日時】 令和2年9月27日 11時40分

【発生場所】 愛知県木曾川

【死傷者】 負傷1人(A船長)

【損傷等】 A船: 右舷船尾部外板に亀裂を伴う擦過傷等
B船: 船首部船底外板に亀裂を伴う擦過傷

《航法の適用》 海上衝突予防法(予防法)第38条、第39条が適用される

- ・ 衝突地点付近は、海洋及びこれに接続する航洋船が航行することができる水域に該当すると認められるので、一般法である海上衝突予防法が適用される
- ・ 予防法には両船の関係について規定した条文がない
- ・ 従って、予防法第38条、第39条の船員の常務によって律するのが相当

《原因等》 木曾川において、A及びB両船が遊走する際、

A船: 動静監視不十分で、追走するB船の正船首方に向けて右転した

A船長は、遊走する場合、衝突のおそれの有無を判断できるよう、B船に対する動静監視を十分に行うべきであった

B船: A船との十分な船間距離をとらなかったため、同船の動作に対応できなかった

B船長は、A船を追走する場合、A船の動作に対応して必要に応じA船との衝突を回避できるよう、同船との十分な船間距離をとるべきであった

《背景》

A船長: 右転してモーターボートの航走波を利用してジャンプすることを思いつき、B船が右舷船尾30メートルのところとなって右転を開始するとき、モーターボートの航走波でジャンプすることに気をとられていた

B船長: まさか、A船が自船の船首方に向けて右転し、危険を覚えさせるような航行をすることはないと考えていた



【受審人】

(A船) 船長: 小型船舶操縦士

(B船) 船長: 小型船舶操縦士

《懲戒》

→ 戒告

→ 戒告